

【記載例 5】

総合課税の譲渡所得と分離課税の譲渡所得に赤字と黒字がある場合（青色申告者の場合）②《措法 41 の 5 の 2 適用初年度》

- 1 「事業所得・営業等」の「所得金額」 △2,000,000 円
- 2 「総合短期譲渡所得」の「差引金額」 1,000,000 円
- 3 「総合長期譲渡所得」の「差引金額」 800,000 円
- 4 「分離短期譲渡所得」の「差引金額」 3,000,000 円
- 5 「分離長期譲渡所得」の「差引金額」 △4,000,000 円

（うち、特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額）△600,000 円（※））

（※「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第 41 条の 5 の 2 用】」の④欄の金額）

《第四表（一）》

1 損失額又は所得金額								
A 経常所得（申告書B第一表の①から⑦までの合計額）							⑤9	△2,000,000 円
所得の種類		区分等	所得の生ずる場所	④A 収入金額	④B 必要経費等	④C 差引金額 (A - B)	④D 特別控除額	④E 損失額又は所得金額
B	譲渡	短期	分離譲渡			④C <sup>0</sup> (3,000,000)		④E <sup>0</sup> 0
		総合譲渡				④C <sup>2</sup> 400,000 (1,000,000)	400,000 円	④E <sup>1</sup> 0
	長期	分離譲渡				④C <sup>3</sup> △400,000 (△1,000,000) (△4,000,000)		④E <sup>2</sup> 0
		総合譲渡				④C <sup>4</sup> 800,000	100,000 円	④E <sup>3</sup> 700,000
	一時							④E <sup>4</sup>
C	山林							④E <sup>5</sup>

2 損益の通算										
所得の種類		④A 通算前		④B 第1次通算後		④C 第2次通算後		④D 第3次通算後		④E 損失額又は所得金額
A	経常所得	⑤9	△2,000,000 円	第1次	△1,300,000 円	第2次	△1,300,000 円	第3次	△1,300,000 円	△1,300,000 円
B	譲渡	短期	④E <sup>1</sup>	1次		2次		3次		
		長期	④E <sup>2</sup>	△						
	長期	分離譲渡 (特定損失額)	④E <sup>3</sup>	△						
		総合譲渡	④E <sup>4</sup>	700,000						
	一時	④E <sup>5</sup>								
C	山林			④E <sup>6</sup>						④E <sup>7</sup>
D	退職									
損失額又は所得金額の合計額									④E <sup>8</sup>	△1,300,000

（記載に当たっての留意事項）

1 「長期・分離譲渡」の赤字（△4,000,000 円）を、「短期・分離譲渡」の黒字（3,000,000 円）から差し引き、差引前の金額を下段にかっこ書きし、上段に差引後の金額を記載します。

なお、引ききれない「長期・分離譲渡」の赤字（△1,000,000 円）のうち、特定損失額（△600,000 円）については、損益通算の対象となります。

2 上記 1 の「長期・分離譲渡」の赤字（△1,000,000 円）のうち、損益通算の対象となる特定損失額（△600,000 円）を、「短期・総合譲渡」の黒字（1,000,000 円）から差し引き、差引前の金額（「長期・分離譲渡」にあつては、△1,000,000 円）を下段にかっこ書きし、上段に差引後の金額（「長期・分離譲渡」にあつては、△400,000 円）を記載します。この場合、「長期・分離譲渡」の「④E 損失額又は所得金額」欄には、「0」を記載します。

なお、特定損失額（△600,000 円）について、「長期・総合譲渡」の黒字（800,000 円）、「短期・総合譲渡」の黒字（1,000,000 円）の順序による差引計算を行っても差し支えありません。

平成 28 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定 申告書 (損失申告用)

F A O O 5 9

3 翌年以後に繰り越す損失額

整理番号	□□□□□□□□	一連番号	□□□□□□□□
------	----------	------	----------

青色申告者の損失の金額		⑦②	△1,300,000 円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		⑦③	
変動所得の損失額		⑦④	
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因
	山林以外	営業等・農業	損害年月日
	山林	不動産	山林
		(A) 損害金額	(B) 保険金などで補填される金額
		⑦⑤	⑦⑥
		⑦⑦	⑦⑧
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		⑦⑨	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		⑦⑩	

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類		(A) 前年分までに引ききれなかった損失額	(B) 本年分で差し引く損失額	(C) 翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額(前年分)
A ____年 (3年前)	純損	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	/
			山林所得の損失	円	
	雑損	____年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
			雑損失		
B ____年 (2年前)	純損	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失		
			山林所得の損失		
	雑損	____年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
			雑損失		
C ____年 (前年)	純損	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失		
			山林所得の損失		
	雑損	____年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
			雑損失		
		本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額	⑧⑩ 円		
		本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額	⑧⑪ 円		
		本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額	⑧⑫ 円		
		雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	⑧⑬ 円		

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額	⑧⑭ 円
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額	⑧⑮ 円
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額	⑧⑯ 円

資産	整理欄	
----	-----	--

第四表(二) 平成二十八年分以降用) ○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。